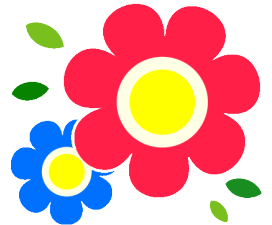
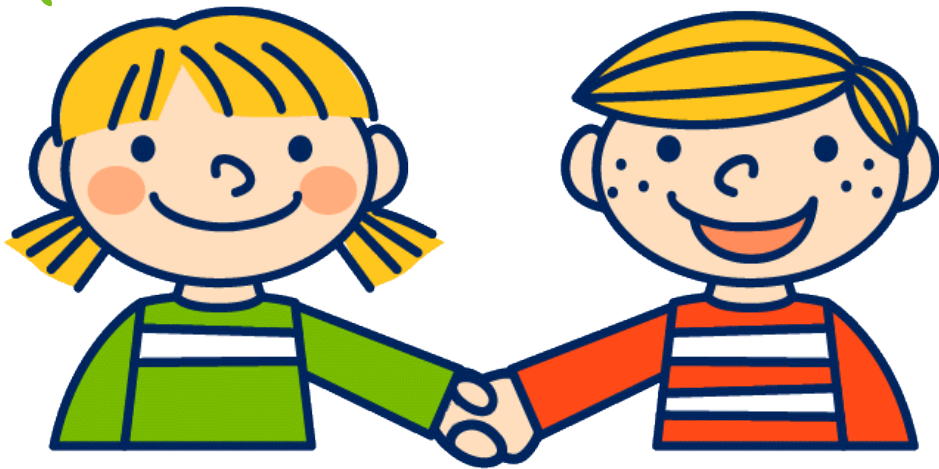
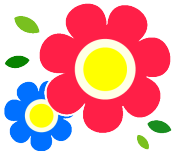


平成29年度

京北学童クラブ
ご利用のしおり



社会福祉法人 北桑会

【京北学童クラブ】

平成 29 年度 京北学童クラブ 利用要綱



1. 事業の目的

社会福祉法人北桑会が設置する京北学童クラブ（以下「事業所」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

2. 運営方針

事業所は、京北地域の小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭に居ない者につき、家庭・地域との連携のもと、児童の自主性・創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全事業における支援を行うものとする。



3. 京北学童クラブの目標

- (1) 異年齢児の交流を通して人を大切にする心を育てる
- (2) 高齢者との交流を通してお年寄りを大切にする心を育てる
- (3) さまざまな体験を通して子ども達の自主性を育てる



4. 事業所の名称等

- (1) 名称・・・京北学童クラブ
- (2) 所在地・・・京都都市右京区京北周山町馬場瀬 15-8
- (3) 連絡先・・・TEL 075-852-0505 FAX 075-852-1166

5. 開設日及び開所時間等

- (1) 開設日・・・平成 29 年 4 月 1 日（土）から
平成 30 年 3 月 31 日（土）
- (2) 開所日・・・月曜日から土曜日
- (3) 時間・・・平日（放課後から 19 時）
半日（8 時 30 分から 19 時）までの半日
土曜日・祝日（8 時 30 分から 19 時）
長期休暇（8 時 30 分から 19 時）
- (4) 開所しない日・・・日曜日・1 月 1 日～1 月 3 日





6. 利用方法

- (1) 利用希望する前月 20 日迄に、利用希望届の提出により申し出る。
→ 希望通りの利用が可能となるよう調整します。
- (2) 基本的に保護者の送迎による利用とする。
ただし、平日（放課後から 19 時）までの利用については、学童指導員が送迎支援（付き添いによる移動または送迎車使用にての移動）を行い安全な受け入れをする。
- (3) 各小学校との連携を図りスムーズな受け入れができるようにする。
→ 保護者・学童クラブ・各小学校との事前の連携を密にする。
- (4) 急な利用希望やキャンセル、連絡無しでの欠席はお断りします。

7. 利用料金

- (1) 利用料【日額】

平日（放課後から 19 時）	500 円
半日（8 時 30 分から 19 時）までの半日	700 円
土曜日・祝日（8 時 30 分から 19 時）	700 円
長期休暇（8 時 30 分から 19 時）	700 円
- (2) おやつ代【日額】 100 円
- (3) 障害保険料【年額】 800 円
→ 利用日数に関わらず、その年度における負担額とする
- (4) その他
クッキング費（昼食・おやつ）・行事参加費・教材費等、実費相当額を負担していただくこともあります。その際は事前に参加有無や費用面における承諾をいただくこととする



8. 支払い方法等

- (1) 利用請求書・・・月末締め、翌月 15 日頃に申請者宛に発送
- (2) 支払方法・・・請求書が届いた月の月末までに学童クラブの窓口で現金払い、または下記へお振込みください

金融機関名	京都銀行
支店名	北桑支店 322
預金種目	普通
口座番号	3478741
口座名義	社会福祉法人 北桑会 理事長 溝口 武美（みそぐち たけみ）



- (3) 支払時間・・・8時30分から18時30分
できるだけお釣りの要らないようにお願いします
※支払いが2ヶ月間滞った場合は、お声掛けさせていただきます
- (4) 利用料金に関する問い合わせ先
社会福祉法人北桑会 法人事務局 075-854-1002（代表）

9. 緊急時等の対応

- (1) 児童の体調に急変が生じた場合や火傷・出血を伴う怪我に陥った場合、その他必要に応じて速やかに保護者または医療機関への連絡を行う等の措置を行います。
状況によっては、学童指導員の付き添いや救急車搬送による医療機関受診も行います。
- (2) 事業所は、支援の提供により事故が発生した場合、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 事業所は、支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害を賠償するものとする。

10. 非常災害の対策

- (1) 事業所は、消火器等の消火用具・非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て注意及び訓練を実施するものとする。
- (2) 消火用具の点検、避難及び訓練は随時実施する。



11. 個人情報の保護

- (1) 事業所は、その業務上知り得た児童及び保護者の個人情報について、個人の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し適正に取り扱うものとする。
- (2) 職員は正当な理由が無く業務上知り得た内容を漏らしてはならない。
- (3) 事業所は、職員であった者が職員でなくなった後においても、業務上知り得た内容を漏らすことの無いよう必要な措置を講ずる。
- (4) 事業所は児童及び保護者の個人情報を必要に応じて用いることがあるため、あらかじめ文書により同意を得る。





12. 気象警報発令時の対応

- (1) 気象警報の種類・・・大雨・洪水・暴風・大雪等
- (2) 警報発令地域・・・・京都府南部全域、京都・亀岡または京都市
- (3) 緊急措置の内容・・・・警報が発令されると学校が臨時休校になったり、途中休校で帰宅時間が早まったりします。京北学童クラブでは、以下の通りの対応を行います。警報発令の予測される場合等は、テレビ、ラジオ・インターネット等の情報にご注意いただき、いつでもお迎えの体制がとれるようにお願いします。

	小学校の対応 学校開設時 〔学期中〕	学童クラブの対応 学校開設時開設時 〔学期中〕	学童クラブの対応 土日祭日・振替休日・ 長期休暇中
午前 7 時の時点で 警報発令中	小学校は自宅待機	警報解除に備え午後 2 時に判断。就労支援の観点により朝からの一時預かりも可能	児童の安全を最優先に警報解除に備えます。朝からの一時預かりも可能。臨時休校の場合もある
午前 11 時現在も 警報発令中	小学校は臨時休校		
7 時以降 11 時迄に 警報解除	学校再開を含め連絡網で各家庭に連絡あり	小学校と連携、通常通り開所。一時預かり児童は学童から学校へ送る	
登校後警報発令、 途中休校	小学校は臨時休校	小学校と連携、臨機応変に対応	
登校後警報発令、最後まで授業続行。学校終了時、警報発令中	小学校は送迎の対応について各家庭に連絡	当日利用予定の児童、急な預かり希望の児童、各家庭と連絡し一時預かりする	
学童クラブ開所後、 警報発令。途中で休みの判断をした場合		保護者に連絡の上、お迎えまでは一時預かり継続	保護者に連絡の上、お迎えまで一時預かり。午前か午後かにより臨機応変に対応



(4) 学校保健安全法第 20 条の規程による臨時休業について

(学校・学年閉鎖時の対応)

→ 伝染病予防上必要がある時は、臨時に学校の全部または一部休業を行うことができる。

☆ 学校開設時の対応については下記の通り、ご理解ご協力をお願いします。
また長期休暇中における対応については、学校開設時の対応に準じて教育委員会で判断されます。

小学校	京北学童クラブの対応
学校閉鎖の場合	臨時休所
学年（学級）閉鎖になった場合	該当する学年（学級）に在籍する児童については出席できません
登校後に学校閉鎖になった場合	臨時休所 学校の指示に従って下校してください
登校後に学年（学級）閉鎖になった場合	該当する学年（学級）に在籍する児童については出席できません。学校の指示に従って下校してください

13. 利用申請に伴う必要書類



① **学童保育（放課後健全育成事業）申込書**

→ 児童 1 人に 1 枚必要

② **児童票**

→ 児童 1 人に 1 枚必要

③ **就労証明書**

→ 保護者それぞれに 1 枚必要

→ 別紙〔自営・農業の方用〕〔自営業・介護・病気のための申立書〕
同居中の祖父母や、同一敷地内に居住の祖父母が居る場合は同居とみなすためその方の証明が必要

④ **個人情報について**

→ 保護者管理分・法人管理分あり、法人分のみ提出

⑤ **利用希望届**

→ 毎月中旬に送付する次月の希望届
追加・キャンセルは随時連絡が必要

⑥ **療育手帳・身体障害者手帳**

→ 所持している児童については、等級や本人が識別できるページの
コピーを提出



14. 登録決定



- (1) 前記①～⑤の提出を受け、利用可能かを判断します。
許可できる場合は『京北学童クラブ 登録決定通知書兼利用料金通知書』をお渡しします。
→ 保護者管理分・法人管理分としてそれぞれ 1 枚ずつ管理
- (2) 定員枠があるため、利用許可できない場合もあり得ます。



15. その他

- (1) 法人内事業所のお年寄りとの交流会や行事への参加を行います。
- (2) 保護者からの意向を聞き取るため、随時、保護者会を設けます。
- (3) 定期的に学童クラブ通信『がくどっこ』を送付します。
→ 日々の学童利用中の様子・写真を掲載し情報発信を行います。
- (4) 障害保険加入手続きについては、一括して法人事務局で行います。
- (5) 学童クラブ利用中の流れについての紹介は別紙参照のこと。
- (6) 連絡先

◆ 京北学童クラブ ◆

Tel : 075-852-0505 転送電話

Fax : 075-852-1166

◆ 北桑会事務局 ◆

Tel : 075-854-1002 代表

Fax : 075-854-1060